

農業支援策

1 農業支援策（内容別）

(6) 価格安定対策や制度等について知りたい方

青果物価格安定対策事業	
対 象	1.指定野菜価格安定対策事業 ・指定産地内で生産出荷される指定野菜（きゅうり、ピーマン、トマト等） 2.契約野菜安定供給事業 ・食品加工メーカー等との契約取引を対象（指定野菜及び特定野菜） 3.特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ・特定産地内で生産出荷される特定野菜（かんしょ、にら等） ・特定産地内で生産出荷される指定野菜（きゅうり、ピーマン、ねぎ等） 4.みやざき特産野菜価格安定対策事業 ・県が振興する野菜で国の制度の要件を満たさない産地・品目（ミニトマト、キャベツ等） ・重点推進品目（きゅうり、ピーマン等）及び戦略品目（にがうり、にら等）
内 容	市場販売価格が保証基準額を下回った場合に、差額の一部を補てんする。 契約取引において減収等による市場調達等にかかる経費の一部を補てんする。
問合せ先	農産園芸課 施設園芸担当、露地園芸担当 電話 0985－26－7137

肉用子牛生産者補給金制度	
対 象	肉用子牛（黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種、乳用種、交雑種）
内 容	肉用子牛の全国平均価格が保証基準価格を下回った場合に、差額を補てんする。
問合せ先	畜産振興課 肉用牛振興担当 電話 0985－26－7138

肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）	
対 象	肥育牛（肉専用種、交雑種、乳用種）
内 容	肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に、差額の9割を補てんする。
問合せ先	畜産振興課 肉用牛振興担当 電話 0985－26－7138

肉豚経営安定交付金制度（豚マルキン）	
対 象	肉豚
内 容	肉豚1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に、差額の9割を補てんする。
問合せ先	畜産振興課 酪農・中小家畜振興担当 電話 0985－26－7141

鶏卵生産者経営安定対策	
対 象	鶏卵
内 容	全国の鶏卵価格が補てん基準価格を下回った場合に、差額の一部を補てんする。
問合せ先	畜産振興課 酪農・中小家畜振興担当 電話 0985－26－7141

農業共済制度	
目 的	農業保険法に基づき、災害や不慮の事故によって受けた損失を補てんすることにより、農業経営の安定を図る。
実施主体	農業共済組合
内 容	農家が災害や不慮の事故にあったときに、保険（共済）の仕組みによりその損失を補てんする。 1.農作物共済 水稻、麦 2.家畜共済 牛、馬、豚 3.果樹共済 うんしゅうみかん、くり、日向夏、ぶどう 4.畑作物共済 大豆、茶、スイートコーン、ばれいしょ 5.園芸施設共済 施設本体、附帯施設、農作物、撤去、復旧 6.建物共済 住宅、納屋、畜舎等 7.農機具共済 農機具 8.保管中農産物補償共済 収穫共済（1.、3.、4.）の対象となる農産物であって、建物に保管中のもの
問合せ先	団体指導検査課 指導担当 電話 0985－26－7784

収入保険制度	
目 的	農業保険法に基づき、災害や不慮の事故及び農産物の需給の変動その他の事情によって受けた農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和することにより、農業経営の安定を図る。
実施主体	全国農業共済組合連合会
内 容	自然災害だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする。 1.対象品目 ほとんどの農産物をカバー。簡易な加工品（もち、干し大根、乾しいたけ等）も対象。マルキン等が措置されている肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外。 2.対象者 青色申告を行っている農業者（個人・法人） 3.保険期間 各年の1月から1年間。法人の場合、事業年度開始月から1年間。 4.加入申込期限 保険期間の前年の12月末。法人の場合、事業年度開始月の前々月末。 5.補償の仕組み 過去5年間の収入を平均した基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補償（最大の補償を選択した場合） 6.掛金 掛け捨ての「保険方式」と掛け捨てにならない「積立方式」の組み合わせ。 ※基準収入が1,000万円の農業者が、保険方式に加え積立方式にも加入し、最大補償を選択した場合の自己負担額は、保険料：10.8万円、積立金：22.5万円、事務費2.2万円、合計35.5万円（保険料・事務費は1/2、積立金は3/4の国庫補助適用後の残額）
問合せ先	団体指導検査課 指導担当 電話 0985－26－7784

六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定制度（6次産業化）	
目 的	農林漁業者等による6次産業化等の取組を支援する。
実施主体	国
内 容	国の六次産業化・地産地消法に基づく事業計画（総合化事業計画）の認定を受けることにより、以下の支援や特例を受けられる制度。 〔認定の主なメリット〕 1.補助金の活用（計画実現に必要な機械・施設の整備支援（別に申請が必要）） 2.農業改良資金（無利子）の活用・融通法等の特例（償還期限・措置期間の延長等） 3.農地法の特例（農地転用手続きの簡素化）
問合せ先	農業流通ブランド課 6次産業化推進担当 電話 0985－26－7847 みやざきフードビジネス相談ステーション 電話 0985－89－4452

認定農業者制度	
目 的	意欲ある農業者の取組を支援することにより、地域農業の担い手を育成する。
実施主体	国、県、市町村
内 容	自らの創意工夫により経営の改善を図ろうとする意欲ある農業者が作成し、県、市町村等が認定した「農業経営改善計画」の達成に向けて、重点的に指導・支援を行う。 〔認定の主なメリット〕 1.農業委員会による優先的な農地利用のあっせん 2.農地の取得、農業用機械・施設の整備等に必要な長期かつ低利な資金の融通 3.税制の特例措置 4.農業者年金制度における支援
問合せ先	担い手農地対策課 担い手確保担当 電話 0985－26－7124

新規就農者育成総合対策	
目 的	青年の就農意欲を喚起するとともに、就農後の早期定着を図る。
実施主体	市町村、宮崎県農業振興公社
内 容	1.就農準備資金 県が認めた教育機関や研修機関等で研修を受ける場合、50歳未満で独立・自営就農、雇用就農または親元就農を目指す者に対し、研修期間中に ついて年間最大150万円を最長2年間交付（国内研修に加え、海外での研修を希望する場合は1年間の延長が可能） 2.経営開始資金 青年等就農計画の認定を受けた50歳未満の独立・自営就農者に対して、年間最大150万円を最長3年間交付 3.経営発展支援事業 青年等就農計画の認定を受けた50歳未満の独立・自営就農者で、経営開始又は経営承継後の経営発展を目指す者に対して、機械・施設等の導入 を補助（最大750万円）
問合せ先	担い手農地対策課 担い手確保担当 電話 0985－26－7124

農地売買支援事業	
目 的	農業経営規模の拡大、農地の集団化を図り、効率的で生産性の高い農業経営体を育成する。
実施主体	農地中間管理機構（宮崎県農業振興公社等）
内 容	機構が離農又は規模縮小しようとする農業者の農地等を買入れ、農業経営の規模拡大や農地の集団化を図ろうとする認定農業者等に売り渡す。 〔本事業活用の主なメリット〕 1.公的機関との取引なので安心 2.登記費用等の一部経費を控除 3.契約書の作成等の事務が不要
問合せ先	担い手農地対策課 農地集積担当 電話 0985－24－1444 宮崎県農業振興公社 電話 0985－51－2011

農地中間管理機構等支援事業（機構集積協力金交付事業）	
目 的	担い手への農地集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構に対してまとまった農地を貸し付けた地域や農地の出し手を支援する。
実施主体	市町村
内 容	1.地域集積協力金 地域計画の策定地域内等を対象とし、地域内でまとめて農地を農地中間管理機構へ貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合、一定の要件を満たせば、機構の活用率や対象地域の区分、交付対象面積等に応じて協力金を地域に交付する。 2.集約化奨励金 機構から転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対して奨励金を交付します。
問合せ先	担い手農地対策課 農地集積担当 電話 0985－24－1444

燃油価格高騰対策	
目 的	燃料価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、省エネルギー化に取り組む産地に対し、農業者と国の拋出により、燃料価格の急上昇による経営への影響を緩和する仕組みを構築する。
実施主体	一般社団法人 日本施設園芸協会、全国茶生産団体連合会
内 容	施設園芸及び茶の産地において省エネルギー推進に関する計画を策定し、当該計画で燃料使用量の15%以上の削減に取り組む産地に対し、次の支援を実施する。 施設園芸等セーフティネット構築事業農業者と国の拋出により、施設園芸及び茶加工用の燃料価格が一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付するセーフティネットの構築を支援。
問合せ先	農業普及技術課 環境保全担当 電話 0985－26－7134

経営所得安定対策	
目 的	諸外国との生産条件格差により不利がある農産物（麦・大豆等）については引き続き生産コストと販売額との差額相当分を交付するとともに、水田活用の直接支払交付金により戦略作物の本作化を進め、食料自給率・自給力の向上に向けた水田フル活用を図る。
実施主体	国
内 容	1.水田活用の直接支払交付金 水田で、麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する販売農家・集落営農に対し、主食用米並の所得を確保し得る水準の交付金（全国一律単価）を直接交付。 また、地域の実情に即して、戦略作物の生産性向上や野菜等の地域振興作物の生産による産地づくりに向けた取組に対し、二毛作や耕畜連携を含め、産地交付金を交付。 2.畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） 水田及び畑地で、麦、大豆、そば、なたね等の畑作物を生産する販売農家・集落営農に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額（全国一律単価）を直接交付。 3.収入減少影響緩和対策（ナラシ対策） 収入減少による農業経営の影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拋出に基づくセーフティーネットとして実施。
問合せ先	農産園芸課 水田農業担当（1.～2.） 電話 0985－26－7136 担い手農地対策課 担い手確保担当（3.） 電話 0985－26－7124

中山間地域等直接支払交付金	
目 的	耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りつつ、耕作放棄を防止し、多面的機能を確保する。
実施主体	農業者による集落協定等
内 容	傾斜等一定の条件を満たす農業生産条件の不利な農用地を対象に、集落協定等に基づき5年以上継続される農業生産活動等を行う農業者等に対して、交付金を支払う。
問合せ先	農政企画課 中山間活性化担当 電話 0985－26－7049

環境保全型農業直接支払交付金	
目 的	農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに積極的に転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い環境保全型農業に取り組む農業者団体等に対する支援を行う。
実施主体	農業者団体等
内 容	化学肥料と化学合成農薬の5割以上低減の取組とセットで行われる地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の取り組みに対する支援
問合せ先	農業普及技術課 農村保全・鳥獣対策担当 電話 0985－26－7131

多面的機能支払交付金	
目 的	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。
実施主体	地域の活動組織等
内 容	1.農地維持支払 多面的機能を支える共同活動（農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動）を支援 2.資源向上支払（共同活動） 地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）を支援 3.資源向上支払（長寿命化） 施設（水路や農道等）の長寿命化のための活動を支援
問合せ先	農村整備課 土地改良施設保全担当 電話 0985－26－7143